**○農林水産省告示第千三百八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県伊那市高遠町長藤七一八八の五・七二四七の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千三百八十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県田辺市熊野字笹ケ垣内一二六二の二〇・一二六二の三一（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第千三百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町字稲穂三一五の三、三二五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第千三百九十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百九十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡ニセコ町・真狩村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百九十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道岩見沢市・中川郡本別町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

岩見沢市・本別町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに岩見沢市役所及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第八百十九号**

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年八月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月七日

国土交通大臣　石井　啓一

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|
| 第4954号 | 進水装置用膨脹式救命いかだ | ＲＦＤ－Ｔｏｙｏ　16ＤＬＭｋⅣ | RFD Limited | キャノピー灯及び室内灯の仕様としてＲＬ－６を追加する |
| 第4955号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 第4956号 | 膨脹式救命いかだ | ＲＦＤ－Ｔｏｙｏ　６ＭｋⅣ | 〃 | 〃 |
| 第4957号 | 〃 | ＲＦＤ－Ｔｏｙｏ　10ＭｋⅣ | 〃 | 〃 |
| 第4958号 | 〃 | ＲＦＤ－Ｔｏｙｏ　15ＭｋⅣ | 〃 | 〃 |
| 第4959号 | 〃 | ＲＦＤ－Ｔｏｙｏ　25ＭｋⅣ | 〃 | 〃 |
| 第4960号 | 〃 | ＲＦＤ－Ｔｏｙｏ　20ＭｋⅣ | 〃 | 〃 |
| 第4961号 | 〃 | ＲＦＤ－Ｔｏｙｏ　16ＭｋⅣ | 〃 | 〃 |

**○農林水産省告示第千三百九十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）